小田原みどり学園
園長 安部 龍也

保健衛生状況のお知らせと感染症による登園届の提出について

平素 本園の運営にご協力いただきましてありがとうございます。

冬到来の季節となりました。インフルエンザなどの感染症にかかりやすくなる季節でもあります。感染症などの保健衛生状況については、当園ホームページ<写真館＆ニュース>で随時お知らせいたします。

尚、季節性インフルエンザの再登園手続きについて、国のガイドラインの変更により園児や教職員が感染した場合、医療機関が作成する意見書は必要とせず、改訂した登園届によって再登園の手続きが可能となります。

今後感染症にかかり、回復後、園に登園される場合は、医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届」を園に提出していただきます。「登園届」は各ご家庭にお届けいたしますのでご利用ください。又、ご家庭でコピーをしてその都度ご利用いただくことや、園のホームページ<写真館＆ニュース>でもダウンロード・印刷をしてご利用いただくことも可能です。登園届の使用後は園からも新たにお渡しいたしますので、必要な時にお声かけください。

園生活は幼児が集団で長時間生活する場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、子ども達が快適に生活できるよう、下記の内容を役立てください。

※登園に際しては、子どもの健康（身体）状態が園での集団生活に適応できる状態に回復していることにご配慮ください。

※進級のご家庭で、前年度までの登園届をお持ちの方はそちらをご利用いただいて構いません。

集団生活における感染症の登園基準一覧表

※A 表　登園の際、医師の診断を受け、保護者が記入する登園届

病　名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症前24時間から発症後3日程度までが最も多く、感染力が強い	発熱後5日経過し、解熱後3日を経過してから
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は検体採取日を0日目として5日を経過すること
風しん	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前からかさぶた形成まで	すべての発疹がかさぶた化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹の発現後5日経過し全身状態が良くなってから
結核	—	医師により感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・充血など症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血・目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好である事（抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること）
腸管出血性大腸菌感染症（O157等）	—	症状が治まり、医師の許可を得、かつ連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(―)としています

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過し全身状態が良くなってから
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水ほう・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水ほう・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 （りんご病）	頬に発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎 （ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間 （量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐・下痢などの症状が治まり普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水ほう・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 （ヘルペス）	水ほうを形成している間	すべての発疹がかさぶた化していること
突発性発疹	―	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

B表　登園届の提出は必要ないが医師の診断にしたがい治療を行うもの

病名	感染しやすい期間（症状）	登園のめやす（注意事項）
アタマジラミ	発症から駆除開始し数日間 頭部のかゆみ	駆除を開始していること くしやブラシの共有は避ける
伝染性軟属腫 （ミズイボ）	直径2～5㎜ほどの細かく柔らかいイボが散在	掻きこわし傷から、滲出液が出ているときは被覆すること 直接接触や浮き輪・タオル等の共有は避ける
伝染性膿痂しん （とびひ）	皮膚に化膿性の湿疹がある間	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が覆える程度のものであること（皮疹・痂皮が湿潤している間は接触による感染力が認められる）

※その他：原因不明の発熱、咳、嘔吐、下痢、発しんなどの症状があるとき